

○安全運転管理者の選任

令和4年10月の道路交通法改正により安全運転管理者の選任基準が変わる

- ・自動車を5台以上有する事業所ごとに1人を選任する
- ・20代以上で副安全運転管理者の選任
- ・法定講習を年1回受けなければならない

○安全運転管理者の業務

- ・運行計画の作成
- ・交代運転者の配置
- ・異常気象時の安全運転の確保
- ・点呼日常点検により安全運転を確保する
- ・運転日誌の備付けと記録
- ・安全運転の指導
- ・運転者に対する酒気帯びの有無の確認
  - \*運転前後の運転者が手記を帯びていないかを、目視とアルコール検知器を用いて確認する。
  - \*直行直帰などの場合はこれに準じた方法で実施
- ・上記酒気帯びの有無の確認の内容を記録して1年間保存し、アルコール検知器を常時有効に保持する
  - \*現状アルコール検知器の供給状況を踏まえ義務化は延期されている